**ご質問への回答**

※頂いたご質問については、一部を要約の上、掲載しています

| | ご質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 実証環境・設備 | | |
| 1 | 実施時間帯（19 時～22 時頃）の電波調査、飛行環境等について、提案前に現地確認することは可能でしょうか。 | 11月10日（火）に実証場所の事前確認の場を設けます。<br>【事前確認】<br>日時：11月10日（火）19時から20時<br>場所：都庁第一本庁舎１階及び２階<br><br>ご希望の場合、以下の要領でお申し込みください（11月9日正午〆）<br>宛先：physical_ai_project@section.metro.tokyo.jp<br>締切：11月9日（月）正午<br>内容：会社名、所属名、担当者名、連絡先、参加者全員の氏名（入館手続きに必要なため）をメールに記載してください。 |
| 2 | 実施エリア（第一本庁舎 1 階・2 階）の天井高、吹き抜け、ガラス面、什器配置が分かる資料を提供いただけますか。 | 必要に応じて、交付決定後に提供予定です。 |
| 3 | 実施時間帯（19 時～22 時頃）における対象エリアの想定在館人数（職員・警備員・来庁者）を教えてください。 | １階<br>・職員：数十名が退庁等で通過<br>・来庁者：南北展望室の待機列にいる方が60名程度<br>・警備員：非開示情報のため回答不可<br>２階<br>・職員：数名が退庁等で通過<br>・来庁者：なし<br>・警備員：非開示情報のため回答不可 |
| 4 | 実施期間中、ドローン本体・充電設備・通信機器・操作端末を庁舎内に保管することは可能でしょうか。可能な場合、施錠可能な場所の提供はありますか。また、充電に使える都提供区画の場所・広さ・電源容量（コンセント数、ワット数）を教えてください。 | 充電や資機材の保管場所として防災センターの一角（１㎡程度）の提供を想定しております。電気容量については、電圧100V・一回路1500W以内を基準としており、提案書に使用予定機器の電力消費量を一覧として示して下さい。詳細は提案内容を踏まえて、交付決定後に調整させていただきます。なお、防災センターは施錠できません。 |
| 5 | 通信環境は補助対象者が用意することとされていますが、ローカル 5G・LTE 中継器・Wi-Fi アクセスポイント・有線 LAN 等の持ち込み・敷設に制限はありますか。庁舎内で使用できない周波数帯や、既存無線との干渉に関する規定があれば教えてください。 | 無線機器は、関係法令に従い、持ち込み、使用することは可能です。設置場所や電源を必要とする場合、提案内容に記載してください。有線通信機器は敷設工事・作業を伴う場合、提案内容に記載し、通信事業者との調整は、事業者で実施してください。詳細については、交付決定後に都との調整となります。 |
| 6 | 「機体・機器、操作端末及び記録媒体等について、施錠保管」とありますが、保管場所は提供いただけるのでしょうか。 | 充電や資機材の保管場所として防災センターの一角（１㎡程度）の提供を想定しておりますが、詳細は提案内容を踏まえて、交付決定後に都と調整させていただきます。なお、防災センターは施錠できません。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 公募要領別紙1「警備・巡回エリアのイメージ」の黄色部分はすべて飛行可能でしょうか。また、飛行高度や立入制限等の条件はありますでしょうか。 | 障害物等により一部飛行できない部分がございます。詳細な飛行高度や立入制限等の条件は、交付決定後に都と調整して決定していただきます。 |
| 8 | 実証期間中、機体の整備・運航監視等に利用できる部屋または専用スペースを庁舎内で借用することは可能でしょうか。 | 期間中専用スペースをお貸しすることは予定しておりません。 |
| 9 | 庁舎内の既設Wi-Fi、有線LAN、インターネット回線等を利用することは可能でしょうか。また、独自通信設備の設置は認められますでしょうか。 | 庁内用ネットワークの利用はできません。独自通信設備を設置する場合は、提案内容に記載し、交付決定後に都と調整してください。 |
| 10 | 離着陸・充電設備、屋内測位用マーカー、通信機器等の仮設・常設は可能でしょうか。 | 離着陸・充電設備、屋内測位用マーカー、通信機器等を設置する場合は、提案内容に記載し、交付決定後に都と調整してください。 |
| 11 | 実証時間の前後に機材搬入、設営、飛行前確認、撤収等を実施することは可能でしょうか。また、複数台による実証の場合、設置したままの状態を維持することは可能でしょうか。 | 実証時間前後の準備・片付け等は可能です。複数台による実証については、企画提案に具体的な内容を記載のうえ、交付決定後に都と調整してください。 |
| 12 | 実施時間帯（19時～22時頃）に、飛行中に一時的な立入制限や動線の分離を行うことは可能でしょうか。また、実証中の職員・警備員等の一時的な立入制限等において施設（都）側の協力を得ることは可能でしょうか。 | 実施エリアを通行する可能性があるため、必要に応じて、補助員による誘導、一時的な立入制限や動線の分離を講じていただく場合があります。なお、立入制限や動線の分離にあたって、職員等への事前周知等は行いますが、東京都、既存警備事業者側から人員提供や備品の貸出等は行いません。その他、都側に協力を求める事項があれば、提案内容に記載し、交付決定後に都と調整してください。 |
| 13 | 防災センターへの情報連携は、既存システムとの接続が必要でしょうか。もしくは、専用端末への通知や映像表示、事業者が用意する受信用の端末・モニターを防災センターに設置する方式でも認められますでしょうか。 | 後者を予定しています。事業者側で、センター内に受信用の端末等を設置することは可能ですが、既存設備との接続は行いません。 |
| 14 | 「ドローンの充電は、都が提供する区画で実施することができる」とありますが、ドローンポート及び充電設備は実施期間中常設可能でしょうか。また、現時点で想定されている設置場所を具体的にお示しください。 | 充電や資機材の保管場所として防災センターの一角（１㎡程度）の提供を想定しておりますが、詳細は提案内容を踏まえて、交付決定後に調整させていただきます。 |
| 15 | 展望室は何時まで開いていますか。 | 22時まで開いています。 |
| 16 | 飛行ルートにカラーコーン等を設置することは可能でしょうか。 | 職員等の動線の妨げにならない範囲であれば可能ですが、実施する場合は都と協議になります。（都の備品貸出はなし） |
| 17 | ガラスに衝突防止用のQRを貼ることは可能でしょうか。 | 衝突防止用QRについては、既存ガラス面に汚れや傷等が生じないよう適切な措置を講じることを条件に、貼付可能です。<br>ただし、QRの大きさ等の仕様については、交付決定後に調整するものとし、掲示物に係る手続きが別途必要となります。<br>なお、実証終了後に既存ガラス面の汚れや傷等が確認された場合は、事業者の責任において清掃又は補修等を行ってください。 |
| 18 | 飛行ルートは1階、2階の全域でしょうか。 | 基本的に1階、2階の全域です。 |
| 19 | 照明の持ち込みは可能でしょうか。 | 実証の目的を踏まえ、照明の設置や建物の照明を点けることは想定しておりません。 |
| 20 | 警備員は決まった場所・時間に配置されているでしょうか。 | 非開示情報のため回答できません。 |
| 実証内容・飛行方法 | | |
| 1 | 公募要領「４（１）ウ（ウ）企画提案書」に記載すべきは、使用するドローンに関してのみでしょうか。ドローンを含めた実証で活用するシステムを含めた全体の構成や、その仕様でしょうか。 | ドローンを含めた実証で活用するシステムを含めた全体の構成やその仕様になります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 使用クラウドサービスの詳細情報ですが、こちらもどのような情報が必要でしょうか。クラウドの名称、セキュリティとして、データの暗号化仕様や通信の暗号化プロトコル（例　TLS1.2）などでしょうか。 | 以下の内容を想定しております。<br>・クラウドサービスの名称、提供事業者及び利用目的<br>・データの処理・保存先の国・リージョン（ログ・バックアップを含む）<br>・保存データの暗号化方式及び通信の暗号化プロトコル<br>・アクセス権限の管理、不正アクセス防止等の主な対策<br>・ISMAPへの登録状況（登録済みの場合は、登録サービス名及び今回利用する範囲が登録対象に含まれるか） |
| 3 | 使用する機体のAIモデルについて、自律飛行や分析に使用しているようなAIがあれば、そちらについて記載する形でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 機体・機器を庁舎内に保管する場合、稼働時間外に発生した事故・障害も「1 時間以内に現場に到着できる体制」の対象となりますか。 | 基本的には稼働時間中のケースを想定しています。ただし、稼働時間外についても状況によって体制を確保いしていただく場合があります。 |
| 5 | 使用するドローンは、自動操縦が可能な機体を用いるという解釈でよろしいでしょうか。また、1階・2階を個別に巡回する方式や、監視員による遠隔操縦にAIによる不審者・不審物の検知を組み合わせる方式も認められますでしょうか。 | 自動飛行が可能な機体をご用意ください。飛行方法について、特に自動操縦に限るものではございませんが、段階的に自動飛行・自律飛行を目指していくなど、フィジカルAIの実証に繋がる取組をご提案ください。 |
| 6 | 「導入するドローンの台数は問わない」とありますが、想定されている同時稼働台数はありますでしょうか。 | 提案内容によります。 |
| 7 | 「ドローン稼働時には１名以上の監視員を配置」とありますが、監視員の要件（資格や経験、経歴等）を具体的にお示しください。 | 何かあった際に、安全にドローンを制御できる技術・ノウハウ（周囲の安全確保を含む）を持つ方を配置ください。 |
| 8 | 既存のAIモデルや機体搭載の検知機能を活用した実証も対象でしょうか。または、新規開発が必須でしょうか。 | 公募要領を踏まえ、提案内容を企画提案書に記載ください。実証目的を踏まえて、内容を審査させていただきます。 |
| 9 | 不審者・不審物の検知について、想定シナリオや要求性能、評価基準はありますでしょうか。 | 公募要領を踏まえ、提案内容を企画提案書に記載ください。実証目的を踏まえて、内容を審査させていただきます。 |
| 10 | 国産ドローンや国内開発のAI・ソフトウェアを採用する場合、審査上の加点や評価上の優位性はありますでしょうか。 | 審査基準に関連する内容については回答できかねます。 |
| 11 | 実施日数、実証回数、飛行時間、検知精度等について、最低限必要な実施水準はありますでしょうか。 | 検証成果が得られる内容をご提案ください。 |
| 12 | 通常の環境下では不審者が現れない可能性が高いですが、実証用に不審者・不審物を準備した方がよいでしょうか。 | 不審者役を用意する等、提案内容を企画提案書に記載していただき、交付決定後に調整させていただきます。 |
| 運用・安全管理 | | |
| 1 | 「公募要領２（６）イ（コ）「修理の体制を日本国内に常設」について、海外メーカーの機体の場合、修理等は海外メーカーへ送付し対応いただく場合があります。実証中、常に代替機を確保し迅速な機体交換等行う対応でもよろしいでしょうか。また、「３（２）保守対応を国内で実施」について、国内に一次窓口および予備機・代替機配備拠点を置き、迅速な機体交換等対応を行う体制であれば、要件を満たしますでしょうか。 | 問題ありません。ただし、使用した機体を海外に持ち込む場合には、必ず実証で取得したデータを消去していただくようお願いします。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 迷惑行為を感知した際の「警告」は、ドローンからの音声・光による注意喚起を含みますか。補助対象者は警備行為を行わないとされていますが、注意喚起がどこまで認められるか、都の考え方を教えてください。 | 公募要領に記載の「警告」は、既存警備事業者との連携を前提に、迷惑行為を行う不審者等を発見したことを警備事業者に知らせるために行うことを想定しています。したがって、補助対象者が、不審者等に対してドローンから音声・光による注意喚起等を行うなどの警備行為を行うことを求めるものではありません。 |
| 3 | 「警備上の判断や現場対応は、警備業法に基づく認定を受けた警備事業者が実施する」とありますが、都が委託している都庁舎の常駐警備会社以外の警備会社へ委託をしなければならないという解釈でしょうか。または、都庁舎の警備業務を委託している警備会社へ別途委託をしなければならないという解釈でしょうか。 | 警備上の判断や現場対応は、都が委託する警備事業者が行います。別途警備委託は不要です。 |
| 4 | 「実証内容やリスクに応じて、賠償責任保険、サイバー保険その他必要な保険に加入」とありますが、具体的な補償の範囲や補償額の指定はありますでしょうか。 | 実証内容に応じて適切にお見積りください。保険加入料は補助対象経費としています。 |
| 5 | 事故・障害時の1時間以内の現場対応について、連携するドローン専門会社や協力会社による対応も認められますでしょうか。 | 他社との連携も可能です。企画提案書の「実施体制」において具体的に記載をお願いします。 |
| データ・情報セキュリティ | | |
| 1 | 本事業のために都が提供を想定している行政データ（図面等）の種類があれば教えてください。 | 平面図等を想定しています。 |
| 2 | 実証エリア内に、撮影を控えるべき場所や、映り込みを防ぐべき区域・掲示物・設備等はありますか。 | 必要に応じて、交付決定後に連絡予定です。 |
| 3 | 不審者等検知機能の有効性を検証するために、原映像（個人を識別できる可能性のある映像）を実施期間中保存することは、「業務目的の達成に必要な場合」に該当すると考えてよろしいでしょうか。 | 該当します。実施期間終了後、個人情報については確実に消去いただくようお願いします。 |
| 4 | 検知した不審者等の画像や位置情報を、第一本庁舎防災センター（都が別途委託する警備事業者）に表示・通知することは、公募要領「2(6)ウ(ア)c 」の「第三者への提供」に該当しますか。 | 該当しません。 |
| 5 | ISMAP クラウドサービスリストへの登録要件は、基盤となる IaaS 又は PaaS に対するものであり、その上で提供される機体メーカーの運行管理クラウドやマネージド AI サービス自体の登録までは求めない、という理解でよろしいでしょうか。また、クラウド事業者の運用保守要員による国外からのアクセスの可能性は、2(6)ウ(ア)c の「国外からのアクセス」としてどのように扱えばよいでしょうか。 | 機体メーカーの運行管理クラウドやマネージド AI サービス自体の登録までは求めません。クラウド事業者の運用保守要員による国外からのアクセスがあった場合は、その記録等を都側に報告してください。 |
| 6 | JC-STAR のラベル未取得の場合に提出する「適合基準との対応表」「自己評価結果」「適合を裏付ける資料」について、都が指定する様式や、求める試験結果の水準はありますか。 | 指定の様式はありません。「機体・機器のJC-STAR適合状況」に、JC-STARの評価対象範囲を明示してください。また、申請時点で未取得の場合、対応表・自己評価結果・裏付け資料の提出により、応募要件を満たすと考えて問題ございません。 |
| 7 | 「クラウドサービスを利用する場合は、日本国内に所在するリージョンを利用すること」とありますが、外部からのサイバー攻撃や情報漏洩のリスクを排除する為クラウドではなく『オンプレミス』を採用すべきであると考えますが、都の方針や意向をお聞かせください。 | システム構成を含めてご提案ください。 |
| 8 | JC-STAR（★1以上）の対象となる「ネットワークに接続する主要な機体・機器」の範囲（機体、送信機、操作端末、ドック等）をご教示ください。また、申請時点で未取得の場合、対応表・自己評価結果・裏付け資料の提出により応募要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | 「機体・機器のJC-STAR適合状況」に、JC-STARの評価対象範囲を明示してください。また、申請時点で未取得の場合、対応表・自己評価結果・裏付け資料の提出により、応募要件を満たすと考えて問題ございません。 |

| | | |
|---|---|---|
| 9 | 個人情報を除いたデータを国外送信することは可能でしょうか。 | 公募要領上、都の事前の書面による承認なく、国外に所在するサーバー等への送信は不可です。 |
| 応募資格 | | |
| 1 | 共同事業体での応募は可能でしょうか。可能な場合、公募要領における応募資格（1）～（13）は代表事業者のみが満たせばよいか、構成員や再委託先の納税証明書等の提出は必要でしょうか。 | 共同事業体での応募は可能となります。その場合、参加企業は全て公募要領の要件を満たす必要があります。 |
| 2 | 共同事業体での応募の場合、代表事業者1社を申請者（補助金の交付先）とし、他社は構成員または委託先とする扱いでよろしいでしょうか。 | 参加企業は全て公募要領の要件を満たす必要があります。 |
| 補助金関係 | | |
| 1 | 「常設する固定物等がある場合」に事業者が負担する経費とは、行政財産の使用料や電気料金等を指し、充電設備等の設置・撤去・原状回復の費用自体は補助金交付要綱第９①のとおり補助対象経費となる、という理解でよろしいでしょうか。また、事業者がカメラ・センサーを一時的に設置する場合も、同様の扱いとなりますか。 | 内容によっては補助対象経費となる場合があります。なお、カメラ・センサーの一時的な設置については、設置可否を別途、都と調整する必要があります。 |
| 2 | 機体・設備費は「レンタル・リース」とされていますが、機体の購入費は補助対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 本実証に伴い、機体を購入する場合は補助対象となります。ただし、申請者自らが所有している機体を実証に使用する場合など、内容により対象経費の範囲を判断する場合があります。 |
| 3 | 追加提案した業務の経費も、採択されれば補助対象経費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 内容によって補助対象経費になる場合はあります。 |
| 4 | 補助率をご教示ください。また、機体・機器の購入費またはリース費、システムの開発・改修費、運航・監視要員の人件費、保険料、通信費が補助対象経費となるかご教示ください。 | 補助率10分の10となります。「補助金交付要綱」をご確認ください。なお、本実証に伴い、機体を購入する場合は補助対象となります。ただし、申請者自らが所有している機体を実証に使用される場合など、内容により対象経費の範囲を判断する場合があります。 |
| 提出書類関係 | | |
| 1 | 公募要領「４（１）ウ（ウ）企画提案書」の追加頁には、何を記載したらよいでしょうか。 | 各項目で1枚で収まらない場合は追加ページを使用してください。 |
| 2 | 「第１号様式の補助金交付申請書」について、内訳の分かる資料については任意の書式でよろしいでしょうか。 | 書式は任意です。 |
| 3 | 東京都が定める安全管理基準（別添）はどちらに記載があるか御教示ください。 | 公募要領における別添に添付しています。 |
| 4 | 公募要領「４（１）ウ（ウ）企画提案書」における、使用する機体のシステム構成とはどのようなものをイメージされておりますでしょうか。機体・送信機、クラウド、外部連携などがどのように繋がっているか示すイメージでしょうか。 | 「使用する機体（機器）のシステム構成」については、機体に搭載されたシステム名称及びその機能・役割等を記載願います。 |
| 5 | 公募要領「４（１）ウ（ウ）企画提案書」における、使用する機体のソフトウェアのバージョンですが、どのようなソフトウェアをイメージされておりますでしょうか。例えば、機体のファームウェアやコントローラーに入っているソフトウェアなどでしょうか。 | ご認識のとおりです。また、映像解析などに別途ソフトウェアを使用する場合は、そちらも対象として、名称とバージョンをご教示いただけますと幸いです。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 公募要領「２（６）オ（イ）外国からの部品調達」について、「外国」とは、メーカーの本社からみた外国との理解でよろしいでしょうか。<br>例）日本製なら、「外国」＝日本以外<br>　　米国製なら、「外国」＝米国以外 | 日本を基準として記載してください。 |